

秋田県地域運営組織推進コーディネーター設置要領

(目的)

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和7年6月19日制定、以下「要綱」という。）に基づき秋田県（以下「県」という。）が設置する秋田県過疎地域等政策支援員のうち、地域運営組織の形成や再構築などを支援する「秋田県地域運営組織推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」に関する必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 要綱第3条に定めるコーディネーターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域運営組織の形成に向けた合意形成支援（市町村や地域が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、まちづくりビジョン作成、地域運営組織の設立等に対する助言やファシリテーションなど）
- (2) 地域運営組織の再構築（組織体制や活動内容の見直し）に向けた合意形成支援（市町村や地域運営組織が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、まちづくりビジョン作成、地域運営組織の改編等に対する助言やファシリテーションなど）
- (3) 地域の実情に応じた暮らしの課題解決に向けた合意形成支援（市町村や地域が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、プロジェクト・イベントの企画等に対する助言やファシリテーションなど）
- (4) その他地域の実情に応じた地域運営組織の形成や再構築などに係る必要な支援

(委嘱)

第3条 コーディネーターは、県が業務委託を行う「秋田県地域運営組織推進コーディネーター設置業務（以下「委託業務」という。）」の受託者が雇用し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に該当しない者
- (3) 業務を遂行するに当たり、地域づくり支援に必要な知識及び実務経験を有している者
- (4) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 コーディネーターの委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

(委嘱期間)

第4条 要綱第5条に定めるコーディネーターの委嘱期間は、委託業務に係る契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 要綱第6条に定めるコーディネーターの報酬は、委託業務の受託者から支払うものとする。

る。

- 2 要綱第6条に定めるコーディネーターの活動に必要な経費は、委託業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。